

令和6年11月
警察庁交通局

「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年9月13日から10月12日までの間、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、5,633件の御意見を頂きました。

「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）
- (3) 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年9月13日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 5,633件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	5,608件
電子メール	21件
郵送	4件

「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」について

免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」といいます。）に関し、改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項において、マイナ免許証に係る事務の手数料の標準を定めることや運転免許等に関する手数料の標準を見直すことについて、

- 運転免許証のみを更新する場合とマイナ免許証のみを更新する場合の手数料の標準額は同額にすべきではないか
- マイナ免許証に関する事務の方がコストがかかるため、マイナ免許証に関する手数料の標準額は高くなるのではないか
- 運転免許証の更新手数料の標準額を引き上げるべきではないのではないかとといった御意見がありました。

運転免許等に関する手数料については、事務に要する実費を勘案してその標準額を道路交通法施行令において定めています。マイナ免許証に係る事務に関する手数料については、運転免許証に係る事務と比較して、例えば運転免許証のカードを発行する際に要する経費が不要となること等を勘案し、その標準額を定めたものです。また、今回の標準額の見直しは、近年の人件費や物価の変動等を踏まえたものです。

2 その他の命令等の案について

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）の一部改正により、オンライン講習の実施に係る基準を定めることについて、

- オンライン講習においては、対面による更新時講習のように受講者の本人確認や受講状況の確認を職員が直接行うことができなくなることを踏まえ、適切に運用すべきではないか

といった御意見がありました。

国家公安委員会規則において、オンライン講習を行う場合に従うべき基準として、適切な方法により本人確認ができるものであること等を定めており、当該基準に従って適切な運用に努めていきます。

3 その他

本政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、

○ 免許証と個人番号カードを一体化すること自体に反対する御意見

○ マイナ免許証の券面に免許情報が記録されないことに関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、表記の適正化のため、意見公募手続を実施した案に所要の技術的修正を行いました。